

# 令和元年度 第9回吉川区地域協議会次第

日時：令和元年12月19日（木）午後6時30分  
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

## 4 協議事項

(1) 自主的審議事項について

(2) 部会検討事項等について

(3) 令和2年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について

(4) 吉川区地域協議会活動報告会の実施について

(5) その他

## 5 総合事務所からの諸連絡について

## 6 そ の 他

## 7 閉 会

## 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
吉川区総合事務所

### 1 見直し方針について

#### (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日17時15分から翌日8時30分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

#### (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する3か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

#### (3) 時間外における総合事務所宛での電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

#### <電話転送先>

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

#### (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### (5) 時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### (参考) コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を 1 人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和元年 11～12 月 補正予算の市議会への提案・審議

令和 2 年 1～2 月 機械警備導入に向けた契約事務

3 月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4 月 1 日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1 月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

## 消防団適正配置の今後の取組について

### 1 課題・背景

- 近年、全国各地で地震災害や風害等による大規模な火災も発生しており、地域の防災力の中核的役割を担う消防団への期待が高まっている。
- 一方で、全国的に団員数が減少しており、地域防災力の低下に対する危機感が高まっている。
- 上越市においても、団員数が減少しており、相対的に団員の負担が増加傾向にある。
- また、時代の変化とともに、住民の働き方や住まい方が変化し、団員の確保が困難な状況になっている。

### 2 適正配置の必要性

団員の減少、団員の負担増、消防器具置場の老朽化に伴い、一部の消防部で消防団の役割を果たすことが困難になりつつある現状を踏まえ、将来を見据えた「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」に向けた取組を進めることで、引き続き消防団の機能を維持する必要がある。

### 3 組織体制の見直し

#### <進め方>

- ① 各分団の現状と問題点を把握した上で課題をまとめる
- ② 各分団の団員は、①の課題を踏まえ、分団ごとに「今後の体制・資機材等に関する取組方針（案）」（以下、「取組方針（案）」）を作成する …別紙のとおり
  - ・体制：消防部の統合、消防車両・可搬ポンプの台数、配置場所など
  - ・器具置場：使用する建物と使用しない建物の選別など
  - ・活動：夜警を班体制で順番に行う、分団内の訓練の見直しなど
  - ・団員確保：町内会と連携した団員確保の取組など
- ③ 各分団の団員及び総合事務所の担当は、②の「取組方針（案）」を基に、関係町内会と具体的な取組や体制見直しの実施時期等を協議する
- ④ 各方面隊において、消防団としての役割を果たすことが困難な状況になった消防部及び分団から、順次、体制の見直しを進めていく

#### <スケジュール（暫定）>

令和元年度	12月上旬～	①各分団へのヒアリング・課題の整理
	12月下旬～	②取組方針（案）の作成
	1月中旬～	③ <u>関係町内会と協議</u>
令和2年度～		④体制見直しを順次実施

### 4 消防団員の確保

- ・行事・訓練の見直しについては、目的や意義等を踏まえ、毎年度実施する
- ・新入団員の確保に向け、消防団、町内会、事業所等が相互に協力・連携し、具体的な取組を検討する。

## A分団「今後の体制・資機材等に関する取組方針」(案)

## 1 現状・問題点

## (1)現在の体制

分団	消防部	団員数	車種/台数	可搬ポンプ台数
A	a	18	積載車/1	1
	b	26	積載車/1	1
	c	20	積載車/1	1
	d	9	積載車/1	1
	e	6	積載車/1	1
	f	5	積載車/1	1
合計		84人 ※	6台	6台

※分団幹部を除く

- ・c 消防部では、町内会所有の可搬ポンプを団員が維持管理を行っており、負担となっている。
- ・a 消防部は、班の器具置場に入っている可搬ポンプを維持管理しており、今後も継続する予定。

## &lt;消防団員数&gt;

- ・A分団では、全ての消防部で年間を通して一度も活動していない団員が数名おり、実団員数と活動している団員数に乖離がある。

## &lt;火災発生時の参集状況&gt;

- ・各消防部で所属団員の半数程度が参集しているが、c 消防部は4~5人程度と特に少ない。
- ・d 消防部とf 消防部は、団員数が少ないため、消火活動に必要な団員数(4人)が集まらない。

## (2)器具置場

- ・全ての消防部は、消防車両が入っている器具置場のみを使用し、それ以外の器具置場は、消防部では使用していない。
- ・拠点とする器具置場は、団員の参集や出動を考慮し、XYZ公民館の敷地内を希望。

## (3)活動・訓練

- ・夜警については、A分団は、3~5人を1班とし、2~3班に分けて、ローテーションで実施している。(例)1日は1班、15日は2班、翌月1日は3班
- ・d 消防部は、毎回一部の団員しか活動に参加しないため、その団員の負担が大きくなっている。
- ・e 消防部及びf 消防部は、消防団員数が少ないことから、ほとんどの団員が毎回夜警等を実施している。

## (4)団員確保

- ・団員が、町内会行事等や戸別訪問などで入団を呼びかけているが、入団に繋がらない。

## 2 対応【当面の取組】

## (1)令和3年度の体制(再編後)

分団	消防部	団員数	車種/台数	可搬ポンプ台数
A	a	18	積載車/1	1
	b	26	積載車/1	1
	c・d	29	積載車/1	1
	e・f	11	積載車/1	1
合計		84人 ※	4台	4台

※分団幹部を除く

- ・c 消防部とd 消防部、e 消防部とf 消防部を統合する。
- ・c・d 消防部は、c 消防部の積載車を、e・f 消防部は、f 消防部の積載車を使用する。
- ・d 消防部及びe 消防部の積載車及び現在も使用していない可搬ポンプ等の資機材は、今後消防部では使用しない。

## (2)器具置場

- ・統合した消防部においては、c・d 消防部は、既存のc 消防部の器具置場を、e・f 消防部は、f 消防部の器具置場を使用する。
- ・d 消防部及びe 消防部の器具置場は、今後消防部では使用しない。

## (3)活動・訓練

- ・全ての消防部で班分けを行い、夜警等はローテーションで実施し、団員の負担軽減を図る。
- ・定期的な資機材の点検に合わせて、火災対応力の向上のために、分団内で無線交信訓練や放水訓練を実施する。

## (4)団員確保

- ・団員が引き続き、町内会行事等や戸別訪問などで入団を呼びかける。
- ・町内会と協力し、総会等の会議の場で入団を呼びかける。

今後、消防団の役割を果たすことが困難となった時に、再度上記の取組を検討する

- 例1：団員の減少
- 例2：団員の負担増
- 例3：器具置場の老朽化

(案)

令和元年12月 日

上越市吉川区総合事務所  
所長 小林 修一 様

吉川区地域協議会  
会長 片桐 雄二

総合事務所の時間外受付の見直しに伴う  
防災行政無線の活用について（質問）

総合事務所の時間外受付の見直しに伴い、吉川区内の防災行政無線の活用にも変化が生じる懸念があり、当地域協議会でも注視しているところです。

市民の不安を払拭するためには、今後も防災行政無線の活用に支障を来す恐れがなく、設置された当初の目的どおりに活用され続けること及び今後の関連施設の充実などについての確認が必要です。

ついては、下記のとおり質問しますので、書面により回答くださるよう、お願いいたします。

記

1 質問する事項

- (1) 夜間・休日受付業務の集約後、吉川区内で火災及び停電が発生した際に防災行政無線放送を行う場合と行わない場合の判断基準はどのようになるのか。
- (2) 上記(1)の判断基準は、いつ頃に住民に対して公表されるのか。
- (3) 職員が登庁して放送する場合、事案発生から放送実施まで、従来に比べて時間がかかることが想定されるが、発生するタイムラグをどのようにフォローしていくのか。
- (4) 屋外子局の音が聞こえない、聞き取りにくい地域があるという課題に、どのように対応するのか。

2 回答期限

令和2年1月16日(木)までに、吉川区地域協議会事務局へ書面でご回答ください。

地域活動支援事業（吉川区）の募集及び審査に係る課題事項

1 吉川区の採択方針及び審査要領に関する事項

(1) 他に類似する補助制度がある提案の取扱いについて

問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	関係箇所
○提案された事業が他の補助制度の要件に合致する場合の補助率は、相当する補助制度の補助率と同等とする。	○但し書きを削除し、例外なく相当する補助制度の補助率に合わせる。	㉗
○補助率の特例事項が生かされていない。	○特例事項をなくしたほうがよい。	
○吉川区の採択方針（1-(2)）や審査要領（1-(2) 関連）でその補助率を適用し、提案者の意向に沿えない事案があった。これらは、その知識（同様に利用できる他の補助金）がなければ見過ごされていたことと思う。	○左記の見直しを防ぐため、提案のあった事業を担当課が調査し、所見を添付するか、協議会委員に補助率（事業）の具体的な手引きを配布願いたい。	㉘

(2) 継続事業の取扱いについて

問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	関係箇所
○継続事業について	○継続事業は3年まで、10年期間は3回まで	㉗

(3) 提案団体の代表者である委員の取扱い

問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	関係箇所
○現状でも提案団体の代表者である委員は採択に加われないが、事業のPRに繋がるため、協議にも参加するべきでない。	○但し書きを削除するとともに、文面を改めて協議への参加もできないものとする。	㉘

2 提案募集に関する課題

問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	関係箇所
○事業提案者の数が少ない。	○地域活動支援事業の周知が足りない。 ○活動事例等の広報不足。 ○手続きの簡素化	

3 その他

問題点、反省点、課題など	左記の対策・改善案など	関係箇所
○第3セクターが行う事業に支援するのはどうか。利益補てんに繋がるのではないか。	○協議会での検討を要する。	
○ソフト重視よりハードへ転換	○何か活動するには企画、組織も必要だが、資材、設備等のハード面も大事。そのためにも、ハード事業支援へ拡大転換すべき。	



## 平成31年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

### 1 採択する事業の分野等

(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであつて、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。(㊷) 但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。

(3) 同一団体による同様の事業は、(㊸) 連続した3年を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。

(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

### 2 補助額の上限

補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

### 3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

### 4 採択審査

- (1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。
- (2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。
- (3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。
- (4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。
- (5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額（以下「配分額」という。）までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

### 5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。(㊹) 但し、協議に参加することを除外するものではない。

### 6 追加募集の実施

採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。

# 地域活動支援事業 吉川区の審査要領

吉川区地域協議会

## 1 提案事業にかかる勉強会の実施

提案事業にかかる情報共有（研究）及び委員間での認識の共有（意見交換）を目的に、プレゼンテーションの実施後に勉強会を行う。

なお、勉強会において委員から、採点票の「(1)基本審査」及び「(2)地域自治区の採択方針」に適合しない提案であるとの意見が出された場合は、提案内容にかかる認識を共有するため、全委員での意見交換を行う。

## 2 廃止された他の補助制度の要件に合致する提案の取扱い

提案された事業が廃止された他の補助事業の要件に合致する場合（採択方針1-(2)関連）には、地域活動支援事業で採択すべき事業であるかを協議すると同時に、その補助事業における補助率等を参考に、廃止された補助事業による補助を受けた団体等との間に不公平が生じないよう、慎重に審査するものとする。(7) 但し、地域協議会における審査の結果、廃止された他の補助事業の補助率等を上回る条件で採択することを妨げるものではない。

## 3 審査手順

採択方針の4-(3)に定める審査では、「(3)共通審査基準」の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目に各5点を配点し、全委員による採点后にその平均点を算出することにより順位を決定する。

## 4 その他

審査の方法や手順、採点の結果を左右する重大な方針を決定する必要がある時は、審査会までに地域協議会の会議において内容を協議する。

## 附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

## 吉川区地域協議会活動報告会の実施について

### 1 目 的

地域協議会委員の改選にあたり、市民の地域協議会への関心を高めるため、地域協議会における審議や意見の市政への反映状況等の活動報告会を開催し、併せて地域協議会委員の公募及び地域活動支援事業の提案募集にかかる周知を行う。

### 2 活動報告会の開催（案）

(1) 開 催 日 令和2年3月1日（日曜日） 13時30分から

※所要時間は1時間～1時間30分程度を想定。

※地域協議会定例会と活動報告会は別々の期日に開催する。

（参考）平成28年（27年度）の実施期日

・地域協議会／2月19日（金）午後6時30分から

・活動報告会／2月27日（土）午後1時30分から

(2) 会 場 吉川コミュニティプラザ 多目的ホール

(3) 内 容 ①地域協議会の活動状況報告（報告者：地域協議会委員）

○活動の概要

○活動の成果（自主的審議事項、諮問答申・意見書の提出、地域活動支援事業の審査等）

○専門部会の報告（安全・安心部会、暮らし・支え合い部会、次世代担い手部会）

②地域協議会委員改選に伴う公募について（説明者：吉川区事務局）

③令和2年度地域活動支援事業について（説明者：吉川区事務局）



# 吉川区地域協議会活動報告会 次第

◇開催日時 平成28年2月27日(土曜日) 午後1時30分から午後3時まで

◇会場 吉川コミュニティプラザ 多目的ホール

◇次第

(1) 開 会 全体進行：山田 弘 吉川区総合事務所次長

(2) あいさつ

・常山哲夫 吉川区総合事務所長

・杉田幸作 吉川区地域協議会長

(3) 地域協議会の活動状況報告 進行：加藤正子副会長

①活動の概況 報告：加藤正子副会長

②活動の成果

・自主的審議事項

・諮問答申、意見書の提出

・地域活動支援事業の審査

・専門部会の活動など

報告：片桐雄二副会長

(4) 吉川区地域活動支援事業の事例発表等

①事例発表

○【吉川観光協会】 事務局 事務局 小池幸子 様

・尾神岳フェスティバル開催事業(平成27年度)

○【原之町町内会】 町内会長 金井一春 様

・原之町町内会環境にやさしい活力ある景観整備事業(平成26年度)

○【越後長峰城址保存会】 会長 北井文雄 様、事務局 上野 正 様

・幻の越後長峰城址保存事業Ⅱ(平成26年度)

○【夢をかなえる会】 会長 小山正昭 様

・上越文化会館と連携した文化活動による地域活性化事業(平成26年度)

○【みなもと地域づくり会議】 会長 松浦彰英 様

・法政米米クラブ・吉川区交流15周年記念企画(平成27年度)

②平成28年度吉川区地域活動支援事業の説明

別紙 平成28年度地域活動支援事業の概要【吉川区版】

③質疑

(5) 地域協議会委員改選に伴う公募の説明

①公募の説明

別紙 地域協議会委員募集のパンフレット、委員手引き

※応募を予定されている方には、公募の手引きと応募書類一覧(応募様式と記載例)も

配布します。

②質疑

(6) 閉 会

## 連 絡 事 項

① 施設の年末年始の休館等について

各施設により営業日が異なりますのでご注意ください。

施設名	12/ 28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1/ 1 (水・祝)	2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)
吉川ゆったりの郷 ※1/2は午後6時閉館。12/29、1/3は午後7時閉館。(受付は閉館の1時間前まで)	○	○	×	×	×	○	○	○	○
よしかわ杜氏の郷	○	○	×	×	×	×	×	×	×
農産物等直売所「四季菜の郷」	○	○	×	×	×	×	×	×	×
吉川スカイトピア遊ランド	○	×	×	×	×	×	×	○	○

※よしかわ杜氏の郷、農産物等直売所「四季彩の郷」は1月6日(月)も通常の休館日です。

② 1/18(土) 吉川区新年を祝う会【実行委員会による開催通知参照】

会場：吉川多目的集会所

時間：15時30分～

申込：1月7日(火)までに、まちづくり吉川へお申し込みください。(会費は当日徴収)